

平成26年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学院理工学府・理工学部理工学教育企画評価センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学府及び学部における教育の充実及び研究の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育カリキュラムの整備に関すること。
- (2) 教育の達成度目標の設定及びその評価に関すること。
- (3) 学位審査体制の構築及び複数指導教員制の実質化の検証に関すること。
- (4) 教育力向上のための各種講演会、FD活動等の企画・運営に関すること。
- (5) その他センターの目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 理工学基礎教育部門
- (2) 理工学専門教育部門
- (3) グローバル理工学教育部門
- (4) リカレント教育部門

2 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 理工学基礎教育部門長
- (4) 理工学専門教育部門長
- (5) グローバル理工学教育部門長
- (6) リカレント教育部門長
- (7) その他必要な職員

2 センター長は、副理工学府長（教育担当）をもって充て、センターの業務を掌理する。

3 副センター長は、副理工学部長をもって充て、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 理工学基礎教育部門長は学部教務委員長を、理工学専門教育部門長は学府教務委員長を、グローバル理工学教育部門長は国際交流・学生支援委員長を、リカレント教育部門長は産学連携推進センター運営委員会委員長をもって充てる。

(運営委員会)

第6条 センターに、学部・学府の教育を統合的に運営・実施するため、群馬大学大学院理工学府・理工学部理工学教育企画評価センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターの運営に関する事項を審議する。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 学部教務委員長

(4) 学府教務委員長

(5) 国際交流・学生支援委員長

(6) 産学連携推進センター運営委員会委員長

(7) 各領域のカリキュラム担当教員

(8) 事務長

(9) センター長が必要と認めた者 若干人

4 前項第9号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

6 委員長はセンター長をもって充て、副委員長は副センター長をもって充てる。

7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

8 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 センター及び委員会の事務は、事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理工学府教授会の議を経て、理工学府長が行う。

#### 附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日以降、工学部及び工学研究科に在学する者が、当該学部及び当該研究科に在学しなくなるまでの間、当該学部及び当該研究科に係る委員会の業務を行うものとする。